### ~職員の働き方改革に取り組みます~

# 市職員の服装の軽装化を通年で実施します!

市ではこれまで 5 月~10 月までをクールビズ期間として、ノーネクタイなど、軽装による勤務を実施してきましたが、昨今の気候変動や働き方改革の側面などから、業務内容や気候状況等に応じて、通年ノーネクタイなど、原則、職員の自主的な判断による快適かつ働きやすい服装での勤務を令和 7 年 4 月から実施します。

#### ■市職員の軽装化の基本的な考え方

市職員の服装の基本は、「市民に不快感を抱かせない身だしなみ」であることを前提とし、市職員として信頼を損なうことがないよう節度ある服装とします。

また、TPO(時、場所、場面)に応じた服装とするよう十分配慮するなかで、働きやすい 魅力的な職場づくりにつなげ、ひいては市民サービスの一層の充実を図ることとします。

#### ■軽装化の適用除外

式典、外部主催会議等への出席の際は、原則として、軽装化は不可とします。

また、議会に出席する際の服装は、軽装を不可とし、第2回定例議会および第3回定例 議会については、クールビズ対応とします。

## ■軽装化実施概要

【実施日】令和7年4月1日~

【対象者】全職員(再任用職員、会計年度任用職員を含む)

【その他】軽装については、職員の自主的な判断によるものとし、ネクタイ等の着用を禁止するものではありません。

【問合せ】職員課 TeL042-551-1589